

新地方公会計制度研究会（第４回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成１８年５月２日（火）１７：００～１９：３０
- 場所：総務省５階第４特別会議室
- 出席者：跡田座長、桜内委員、森田委員、和田委員
瀧野自治財政局長、岡本大臣官房審議官、門山行政課長、平嶋地方債課長、
丹下公営企業課長、青木財務調査課長 他

【議題】

- （１）論点整理
- （２）その他

【配布資料】

跡田座長提出資料

桜内委員提出資料

森田委員提出資料

和田委員提出資料

参考資料１ 第３回研究会議事概要

参考資料２ 新地方公会計制度研究会ヒアリング項目回答

【概要】

- 各委員から提出資料に基づき説明

（桜内委員）

- ・ 森田委員、事務局等と相談しながら作成した。
- ・ 第一部は事務局作成、第二部は基礎概念をなるべく簡素かつ分かりやすく、第三部は総務省方式の連結の基準に近いものになっている。第四部は、森田委員のご提案と税収の位置付けについての収益説を採用する場合について記述。森田委員のご提案については、体裁上は一つの資料にした方がいいと考えている。

（森田委員）

- ・ １～５ページは私なりの報告書のイメージであり、Ⅰは、座長のご指示と概ね一緒。
- ・ Ⅱの１．では公会計概念に様々な考え方があるが、資産・債務の管理等にすぐに効果を上げるため、総務省方式の改訂を提案した。４．では、様式について４表がいいと考えるが、今の現総務省方式（２表）に少しデータを追加すれば作れるようにしている。その他、開示や監査も重視している。
- ・ Ⅲの２．でバージョンアップの具体的提案をしている。５．では、特に有形固定資産の台帳整備について、遊休資産、売却可能資産についてまず整備すべきと提案。行政コスト計算書は、現総務省方式から税金・補助金見合いの減価償却の分を除き、純資産の変動を純資産変動計算書で一括して表している。
- ・ こういう様式であれば、うまくいけば、１７年度の数字で、幾つかの団体で、今年

の秋頃にやっていただけるのでは。

(和田委員)

- ・ 桜内委員の会計基準案の位置付けに対する考え方についてペーパーにまとめている。
- ・ 桜内委員から会計基準（今回は書類作成基準）として提出されているが、会計基準は大変重いものであり、本文あるいは資料として出すのは適切でない。
- ・ 国や独法の基準も1年以上、15回～20回以上重ねて十分な審議を得た上で基準を作成されているので、これも同様の期間とかメンバーで作成されるべき。
- ・ 監査や実務指導をしている会計士が、十分理解して適正だという基準でないと、現場で混乱する。
- ・ 固定資産台帳の整備が必要だが、全てやると大変な手間がかかるので、資産・債務管理という面からすると、売却可能なものの時価評価から始めるべき。
- ・ 森田委員のまとめ方には賛成だが、作成基準はここに示すのは難しいのでは。

(跡田座長)

- ・ 2の基本的考え方では、国の作成基準への準拠と、複式簿記の考え方の導入を入れている。4表の整備を標準型としているが、純資産変動計算書はなくてもよく、それを作れる情報があればいいとしており、幅広く受け入れられるようにしている。
- ・ 「2年を目途に」とは、厳密には20年5月だが、(19年度決算がまとまる)20年の9月にはお願いしたい。人口区分にしているのは、人口6000人の市があるから。「3年程を準備期間として」とは4年先までを念頭に置いている。「2年を目途に」という年数は私自身もちよっときついと感じている。
- ・ 3では、実務的な検討を行うことと、基準はモデルのようなものとして提示し、問題点把握のためモデル団体に張り付いて問題点の把握等を行うことを考えている。
- ・ 導入コストの支援の検討は、交付税措置のみということではないが、小規模団体への配慮として記述。市長会・町村会からも財務書類作成のための人手がないとの声があるので、人材養成についても記述。
- ・ 監査は公認会計士協会に協力お願いしたい。基準も絶えず改定する必要がある。

○ 以下主な意見

- ・ 作成した者から希望を申し上げれば、書類作成基準は、なるべくそれ相当の取扱いをしてほしい。
- ・ 「作成基準の一つのモデル」であり、地方公共団体をしばるつもりはない。
- ・ 書類作成基準の第四部の「移行時における財務書類」という表現では、移行後は第二部・三部の作成基準でやるということになり適当でない。
- ・ 3年等の年限の間、総務省方式、ここでの「移行時」の様式で止まることも許容している。ただし、4表作成に必要な数字はいるので、固定資産台帳の整備はしてくださいということ。
- ・ 当初は法制化も検討していたが、この段階では全く考えていない。強制は法律による他ないので強制でない。
- ・ 書類作成基準で示したのは、今後の「基準のモデル」であり、実務レベルの検討の中で、将来的にきちんとしたものを作る際に作りやすくなる。
- ・ 資産債務改革に役立つものとしては、桜内モデル、森田モデル両方に意味があるの

ではないか。

- ・ 第一部の中に、本報告書で提案するものは「基準」でなく「モデル」の位置付けであることを最初に明確に書いた方がいい。検討の経緯では、あまりにも漠然としている。
- ・ 両モデルともすりあわせの結果似たものになっているが、まだまだ色んな議論があるだろうから、慎重な取扱いとして「試作基準」等にすべき。
- ・ 2つのモデルを、国基準準拠モデル、総務省方式改訂版モデルというぐらいにして、あまり決めうちではないというイメージを入れてほしい。
- ・ 「作成基準のモデル」を提示するということにしたいが、今回は実務指針のようなものは入れずに、検討の場に委ねることとしている。今年の12月位までに作るとなると、6月位から設置して10月には第1段階ができ上がるようなことを想定。
- ・ 実務指針となると年内ではスケジュール的に難しく、年度内位がやっとではないか。
- ・ 実務指針は作成方法、活用方法の二本立てか。
- ・ モデル1、2のどちらにしても、基本的には固定資産の評価の部分が重要。
- ・ 固定資産のデータにしても、取得価格なら何年まで遡るのか、再調達価格も国は五年に一度の再評価があるが地方はどうするのか、売却可能価格にしても相続税評価額、路線価、鑑定価格など何を基準にするかという課題がある。
- ・ 下水道の法適用に係る資産評価は、4～5年で4～5億円というのが相場であろう。
- ・ 大規模な団体について2年を目途にすると、予算年度が19年度のみであり、評価にかかる予算を全部一括して計上する必要がある。そうすると財源措置と言われるのではないか。
- ・ 中核都市でも連結はまだまだということであり、3万人以上は、全て3年を目途にして細かく分類しない方がいい。
- ・ 実務指針というと、会計基準が前提で、その本旨、解釈から考えて作るもの。今の案のままで実務指針の検討というのは難しい。
- ・ 検討の場を、「早急に」設置することと修文する。
- ・ 損益計算書と行政コスト計算書については、行政コスト計算書に統一。資産・負債差額増減計算書と純資産変動計算書については純資産変動計算書に統一。
- ・ 現在の桜内委員のモデル（第二部・第三部）については一固まりにしてひな形を添付し、森田委員のモデル（第四部）については総務省方式の改訂の趣旨を加えた上でひな形を添付することによいか。

○ その他

第5回研究会を5月8日（月）に開催し、最終調整。

以 上